



information 年金

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823

砂川年金事務所 ☎52-2144

◆学生納付特例申請書の送付

令和5年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和6年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」を4月1日から順次送付します。

申請書ははがき形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和6年度の学生納付特例を申請することができます。在学証明書・学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校などの変更がある方については、はがきで申請することはできません。通常の申請書に在学証明書または学生証の写しを添付して申請することになります。

◆国民年金保険料免除などの申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止(廃業)などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる『保険料免除制度』や『納付猶予制度(50歳未満)』がありますので、市役所戸籍年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。



◆会社を退職したときは年金の切り替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職などになった場合には、国民年金第1号被保険者(または第3号被保険者)への切り替え手続きが必要です。お住まいの国民年金担当窓口で、お早めに手続きをお願いします。

令和6年度 国民年金保険料



定額保険料

(令和6年4月分～翌年の3月分)

月額 16,980円

こんにちは 地域包括支援センター です!

地域包括支援センターのご紹介

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、元気に安心して生活できるように支援する総合相談窓口です。

介護や福祉・医療・権利など、さまざまな面から高齢者やそのご家族を支えます。

地域包括支援センターに行けない場合は、職員が訪問しご相談に応じますので、お気軽に地域包括支援センターへご連絡ください。

情報提供して下さった方のプライバシーは守られます。

問合せ 地域包括支援センター(市役所1階)
☎32-0661

お気軽に
ご相談ください



- どのような介護保険サービスがあるのを知りたい
- 介護保険サービスを利用するにはどうしたらいいのか
- 介護に疲れたので少し休みたい
- 近所に住む一人暮らしの高齢者の様子が気になり
- 最近お金の管理に自信がなくなってきた
- 人と交流したい



国民健康保険の届け出、忘れていませんか？

国民健康保険は、職場の健康保険と違って、**世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。**たとえば、加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することとなります。

被保険者証が変わったときは・・・

被保険者証が変わったときは、医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください。

※資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。

次のようなときは、必ず届け出をしましょう！

【国保に加入など】

- 他の市町村から転入したとき
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 生活保護が廃止になったとき
- 子どもが生まれたとき

【その他】

- 住所、氏名、世帯主などが変わったとき
- 子どもが就学のため他の市町村に転出するとき

【国保を脱退など】

- 他の市町村へ転出したとき
- 他の健康保険などに加入したとき
- 生活保護が開始になったとき
- 加入者(被保険者)が死亡したとき



届け出の際にマイナンバーの確認と本人確認を行なっています

☑マイナンバーカードをお持ちの方→マイナンバーの確認と本人確認が両方できます。

☑マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーの確認

- マイナンバーの通知カード
- マイナンバーが記載された住民票の写しなど

+

本人確認

- 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など写真つきのもの1点
または
- 健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したもの2点(いずれも有効期限内のものに限る)



※代理人が手続きをされる場合、上記のほか、代理人の方の身元確認ができるものが必要となります。

健診結果をもって市役所へ！

燃やせるごみの袋
(20リットル×10枚)プレゼント中！

令和5年度分の受取期限は5月末まで

令和5年度中に医療機関で国保・後期高齢者健診を受診し、まだごみ袋を受け取っていない方は、医療保険係にてお渡しします。

代理の方でもお受け取りになれますので、お早めにお受け取りください。



健康診断の結果を提供してください！

市の特定健診を受診していない方でも、以下に記載のすべてに該当する場合は、ごみ袋を差し上げます。

- 令和5年度の国保・後期高齢者健診の受診券(ピンク色)が交付されている方
- 職場や自費などで健康診断を受診されている方
- 職場や自費などで受診した健康診断の結果表を市に提供していただける方